

**日立市指定給水装置工事事業者  
新規指定及び更新申請について**

1 指定及び更新の基準（新規指定も更新も共通）

- (1) 給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者の選任予定者がいること。
- (2) 機械器具を有する者であること。（管の切断用、加工用、接合用、水圧テストポンプ）
- (3) 水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからへまでのいずれにも該当しない者であること。

2 提出書類（新規指定も更新も共通）

（表中○印が提出書類として必要です。）

		個人	法人	備考
指定給水装置工事事業者 指定申請書（様式第 1）		○	○	
機械器具調書（別表）		○	○	
誓約書（様式第 2）		○	○	
添付 書類	定款の写し（最終ページに 原本証明をお願いします）	—	○	・直近のもの ・財団法人の場合は、寄付行為の写し
	登記事項証明書	—	○	・発行日から 3 ヶ月以内のもの（コピー不可）
給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書（様式第 3）		○	○	・免状又は主任技術者証の写しを添付（選任のみ） ・雇用関係を証する書類（健康保険証など）写しを添付（選任のみ） ・指定更新時、既に届出している主任技術者に変更がなければ選任・解任届出書は提出不要

注 事業所の位置図（広域及び詳細図）、事業所の全景・内部・材料倉庫の写真及び機械器具調書（別表）と機械器具の写真を対にして提出して下さい。

3 留意事項

- (1) 新規指定申請は、随時受け付けします。（毎月 20 日締切り、翌月 1 日付け指定）
- (2) 記載事項等に誤りがないように書類を作成して下さい。なお、書類に不足がある場合は受理できないことがあります。
- (3) 提出書類を A4 ファイルに綴じ、タイトル及び氏名又は名称を表紙及び背表紙にそれぞれ明記し提出して下さい。
- (4) 事業所として登録したい住所が法人においては登記事項証明書に登録していない住所、又は個人においては住民票ではない住所を登録する場合は「その事業所の所在」を証明できる書類の添付が必要です。
- (5) 書類審査後、指定申請手数料又は指定更新手数料（いずれも 10,000 円）の納入通知書を発行しますので、納期限までに料金課又は指定金融機関へ納付して下さい。
- (6) 指定更新時には、指定給水装置工事事業者の業務内容等について確認するため、アンケート調査を実施しています。更新申請時に併せてご提出くださいますようお願いいたします。

4 提出及び問合せ先

〒 317-8601

日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

日立市企業局上下水道部水道課

TEL 0294 (22) 3111 内線 418

以上